

平成14年9月3日

環境省水環境部土壌環境課御中

**「土壌汚染対策法に基づく政省令に規定する内容（案）」  
に対する意見**

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

代表 立川 涼

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-29-5

大塚ダイカンプラザ1階

環境市民ひろば内

TEL03-5907-1411 FAX03-5907-1412

## 政省令案全体に対して

[技術的事項についての考え方の取りまとめ(案)]にも共通していえることであるが、「人の健康に係る被害が生ずるおそれ」はいかようにも解釈でき、従来のように科学的知見の集積、確実性を過度に要求するようであれば、本法は全く機能しないことになると思われる。また、法律の文言上は何らかの対策が取られるかのようにみえるが、政省令・技術的基準などの定め方により広範な例外規定が設けられるという構造となっている。

全体として予防の姿勢に欠けるばかりでなく、環境省としては当然の生態系保全の観点が抜けていては新法にどれだけの意味があるのか疑問である。

### 1. (2) 調査を行う必要がない場合

#### ①アは削除すべきである

本法は、有害物質使用特定施設の使用を廃止した際に調査義務を課すのみであり、ただでさえ調査の契機を限定しており、土壤汚染を早期に発見し汚染の拡大を防止するという観点からはきわめて不十分であるが、①アのような限定を付するとさらに調査の契機は限定され汚染の発見・対策が先送りされるだけである。

本当に土壤汚染を早期に発見し有効な対策を講じていくための法律としたいならば、せめてわずかな契機である施設の廃止時を逃すような政省令を設けてはならない。

#### ①イは再検討されたい

小規模事業場については、費用負担の面などから直ちに調査義務を課すことについて躊躇があることは理解するが、小規模事業場は住宅地の中に点在することも多く、国民の健康を守るという観点からは小規模であるからといって先送りにすることが不十分な場合もあるものと考えられる。小規模事業場については廃止の段階で簡易の調査を行い、汚染の危険が大きい場合には補助金制度を整備するなどして支援しながら調査・対策をおこなわせるなど、案を再検討されるよう要望する。

#### ①ウは削除すべきである

鉱山保安法に基づく命令の対象になるサイトについて、同法があるからといって十分な調査・対策がなされてこなかったことはイタイイタイ病の例などから周知の事実である。

鉱山保安法は「鉱物資源の合理的開発を図る」ことが目的であるが、本法は「国民

の健康を保護する目的」の法律であるから、その観点からの調査・報告義務を鉱山保安法に基づく命令の対象になるサイトについても課することはなんら問題は無いはずである。国民不在のまま、局長間の合意で事実上法の趣旨が没却されるような合意がなされることは極めて遺憾である。水質汚濁防止法の地下水浄化命令が全く発動されていない例の二の舞にならないよう希望する。

## 2. (1) 調査を命ずることができる土地の基準

法3条の調査の契機が限定されているため、法の趣旨がいかされるためには4条が十分に機能することが必要である。土壤汚染はその性質上地域の特性・実情に応じて都道府県知事ないし市町村長が広範な裁量権をもって対処するのが適当であるところ、「案」では調査を命ずることができる土地の基準を極めて狭く限定しており、これでは本条はほとんど機能しないことになる。

### イは削除するべきである

地下水を飲用していなくても、新たな土壤汚染を引き起こすおそれがある

従来地下水を飲用していた地域で飲用をとりやめれば、調査せずに放置できることになる

貴重な淡水資源としての地下水を汚染せずに将来世代に残すという視点がまったくない

### ウの措置は限定するべきである

立入禁止、舗装、覆土、その他の覆い措置は、当面の直接摂取を防ごうとするものにすぎず、調査をして汚染状況を把握する必要性を免除するものでは全くないはずである。

## 3. 指定区域台帳

(1) ④指定が解除されても台帳から削除するのではなく、解除された旨とその理由を付記して(2)の記載事項は履歴として保存するべきである。

また、閲覧の方法について定めがないが、国民の健康を守るための制度であるから、容易に閲覧できるようなシステムを整える必要がある。

## 4. 汚染の除去等の措置の命令

### (1) 基準

2. (1)と同様の理由で、飲用に利用していなければ措置は不要であるとか、人が立入らなければ措置は不要であるということとはできない。2.の見なおしにリンクさせて措置命令の要件も見なおすべきである。

### (2) 方法

②の趣旨が不明確である。廃棄物処理法の処分基準または海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分により汚染された土地の所有者等は、他に原因者があることが明らかであっても措置命令の名宛人となるほかはないという意味であるとすれば、極めて不公平である。

また、8条との関係で、「汚染原因には該当しない」とした結果、所有者等が費用の求償ができないのであれば、不公平と言う他はない。

## 5. 指定区域内の土地の形質の変更

(1)届出事項について①②に定められた項目だけでは、土壌の採取・搬出を伴う形状の変更の場合に搬出先及びそこでの処理方法が把握できない。汚染土壌の拡散をどうやって把握し防止するのか不明である。